子育て・教育

▶母子保健事業

問 中央保健センター ☎38-1811

健康診査・訪問・相談など

伊方町では、下記のとおり各種健康診査・相談事業を実施します。

種 類	内 容	持ち物
母子健康手帳の交付	受診券発行、保健指導、問診、事業紹介、マタニティキーホルダー配布	妊娠届出書、マイナンバー
妊産婦訪問指導	相談、問診等	母子健康手帳
新生児·乳幼児訪問指導	身体計測、問診、育児相談	母子健康手帳
乳児健康相談 (4・5か月児、9・10か月児)	身体計測、問診、発達観察、離乳食実習・相談、育児相談、歯科相談、 ブックスタート	母子健康手帳、問診票
1歳6か月児健康診査	身体計測、問診、発達観察、内科診察、歯科診察、歯科相談、生活·栄養相談	母子健康手帳、問診票
3歳児健康診査	身体計測、問診、発達観察、内科診察、歯科診察、視聴覚検査、歯科相談、生活·栄養相談	母子健康手帳、問診票
5歳児健康診査	身体計測、問診、診察、心理士等による相談、歯科相談、生活・栄養相談等	母子健康手帳、問診票
育児相談	身体計測、育児、離乳食相談	
のびのび子育て相談	発達検査、言葉の相談等	

■妊婦・乳児健康診査

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を 行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、 最大2回健康診査が受診できます。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査 受診票を切りとり、必要事項を記入して、母子健康 手帳を添えて医療機関の受け付けに提出してくだ さい。
- 県内のほとんどの産婦人科・小児科医療機関で利 用できます。医療機関の受け付けにおたずねくだ さい。
- 県外の医療機関で受診を希望する方は、伊方町 に申請が必要です。受診後3か月以内に保健セン ターへ申請してください。

■妊娠歯科健康診査

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらも 大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、む し歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんに むし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤 ちゃんに移る可能性があります。歯科検診を受けて、母 子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

無料(妊娠中に1回のみ)

※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

受診方法

町内の受診医療機関に電話予約し、書類を用意して受診 してください。

必要な書類

- 母子健康手帳妊婦歯科健康診査受診票
- 健康保険証

▶子どもの予防接種

問 中央保健センター ☎38-1811

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れがないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

種	月齢 類	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 1 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
	B型肝炎	生後2月→12月(1歳)に至るまで ① ② →①から139白以上あけて③
	Hib (ヒブ)	生後2月~60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる) ①②③→③から7か月後~13か月後までに追加④
1.	小児用肺炎球菌	生後2月~60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる) ① ② ③ →③から60日以上あけて~1歳3か月までは追加④
	BCG(結核)	生後3月~12月(1歳) に 至るまでの間に1回 (標準的な年齢: 生後5か月~8か月未満)
	4種混合 フテリア・百日せ ・破傷風・ポリオ)	生後3月~90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種 ① ② ③ →③から1年~1年半後追加④
(ジ	2種混合 フテリア・破傷風)	- 小学校6年生時に1回接種 1期 2期
麻	しん風しん (MR)	生後12月~24月は <mark>小学校就学前</mark> 至るま <mark>でに</mark> 1回 1年間で1回
	水痘	生後12月〜 <mark>36月(</mark> 3歳)に至るまで 計2回接種(<mark>2は①</mark> から6月〜12月あけて)
	平成21年 10月2日以降生	3歳〜7歳6か <mark>月に至るまでに</mark> 9歳〜13歳未満 計3回 <mark>接種(①②追加) 2期(標準は小</mark> 学4年生)
日本脳炎	平成19年4月2日~ 平成21年10月1日生	全4回のうち: 未接種分を13歳未満まで接種できます。 詳しくは中央保健センターへお問い合わせください。
	平成7年4月2日~ 平成19年4月1日生 (特例措置)	全4回のうち、未接種分を20歳朱満まで接種できます。 詳しくは中央保健センターへお問い合わせください。
子言	宮頸がん予防(※)	中学 <mark>1年生〜高校</mark> 1年生に 相当 <mark>する女子で3</mark> 回 ① ② ③

※子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的には勧奨していません。接種する場合はリスクと有効性をよく理解した上で受けてください。

▶子育て支援

問 保健福祉課こども政策室 ☎38-0217

手当・助成など

■子ども医療費助成制度

町内に住所があり、健康保険証に加入している児童(15歳に達する日以後における最初の3月末まで)を対象に 通院・入院の医療費を助成します。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いがなくなります。また、県外医療機関を受診した場合や装具費用の自己負担を支払った場合、申請により払い戻しを受けることができます。ただし、入院中の食事代や個室代、健康診断など保険適用外のものについては支給対象になりません。

必要な書類

児童の健康保険証・印鑑

■児童扶養手当 ◇母の離婚 死亡が

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいがある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるときなど手当が支給されない場合があります。

■未熟児療育医療給付

原則として、出生体重が2,000g以下で入院療育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

申請方法はお問い合わせください。

■出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入してい る健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として40万4千円を支給します(医療機関が 産科医療補償制度に加入しているとプラス1万6千円)。 原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わ なくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への 直接支払制度」となります。

問い合わせ 町民課医療対策室 ☎38-2653

↑ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があ ります。詳しくは勤務先または加入している健康保 険へお問い合わせください。

■児童手当

平成24年4月から、子ども手当制度は児童手当制度にな り、同制度による手当が支給されます。

支給対象

0歳~中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31 日まで)の児童を養育している方

対象年齢		金額
0歳~3歳未満の児童		一律15,000円
3歳~小学校終了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律10.000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1 子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律5,000円(月額)

ひとり親家庭の支援

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童と その児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療 費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があ ります。

■ひとり親家庭自立支援給付金

母子・父子家庭の母、父の主体的な能力開発への支援の ために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費 などがあります。受講費用などの一部を支給します。事 前申請が必要です。(県事業)

■母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭の母、父および寡婦の方が経済的に自立 して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福 祉資金の貸し付け相談を行っています。(県事業)

貸付の種類

- 修学資金(高校~大学)事業開始資金
- 事業継続資金技術習得資金修業資金
- ●就職支度資金
- ●住宅資金 ●転宅資金
- 結婚資金生活資金
- ●就学支度資金 • 医療介護資金

問 保健福祉課こども政策室 ☎38-0217

▶保育·教育

保育所の入所について

■対象者

小学校入学前の乳幼児で、保護者および同居の親族など が家庭で保育できない場合

※乳児の受け入れは、生後6か月からとなります。

■保育所申込み

- 新年度(4月)からの入所 11月ごろにホームページや広報紙などでお知らせし ます。
- 年度の途中入所 各保育所または役場保健福祉課までお問い合わせく ださい。

■利用者負担(給食費・保育料)

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスター トし、3歳以上の子ども(4月1日時点)については、給食 費(主食費、副食費)、行事費のみの負担となります。ま た、3歳未満の保育料については町独自の取り組みで大 幅に軽減しています。

- 3歳以上の利用者負担額(給食費) 町立保育所の給食費月額 4,500円
- ※条件により免除あり
- 3歳未満の利用者負担額(保育料) 月額 4.500円
- ※条件により免除あり
- 利用者負担額の算定

利用者負担額は、保護者の町民税額を基に算定しま す。(毎年9月に保育料の切替を行います)なお、3歳未 満の保育料は、国が定める基準を上限として、町が定 めています。

保育所名	定員	所在地	電話番号	開所時間
伊方保育所	120人	湊浦83番地3	☎ 38-0509	7:30~18:30
九町保育所	30人	九町1番耕地1695番地6	₽ 39-0842	7:30~17:30
大浜保育所	30人	大浜427番地3	☎ 38-0126	7:30~17:30
三机保育所	30人	三机乙1829番地	☎ 52-0035	7:30~18:30
大久保育所	30人	大久1391番地1	☎ 53-0127	7:30~17:30
三崎保育所	45人	三崎699番地1	≈ 54-0143	7:30~18:30

■特別保育事業

	延長保育	園庭開放
対象者	現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤 時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	保護者同伴で参加できる児童
利用日·時間	月~金 16:15~18:30	伊方保育所にて実施 水・土 10:00~11:30
料金	日 額 100円	4

子育て交流広場(スマイルルーム)

スマイルルーム (子育て交流広場)では、ベビーヨガやベビーマッサージ、季節に合わせた楽しいイベントなどを開催しています。親子で楽しい時間を過ごし、子育てに関する相談や情報交換の場としてご利用下さい。 イベントスケジュールなど、詳しくは町ホームページをご覧ください。

■対象者

保育所を利用していない未就学児童とその保護者

■場所

生涯学習センター3階 児遊館内

■日時

毎週月~金 ※祝除く

9:30~12:30

※月曜日はセンター休館のため町民会館3階の通路からお入りください。

放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブ)

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

学童クラブの名称	場所	問い合わせ先
いかた学童クラブ	湊浦1992番地 伊方町生涯学習センター3階 児遊館	☎38-2668
くちょう学童クラブ	九町1番耕地1695-5 九町教職員住宅	
みつくえ学童クラブ	三机乙2507番地 三机教職員住宅 ☎52-0237	
おおく学童クラブ	大久1638番地 大久小学校内 電53-0680	
みさき学童クラブ	三崎907番地 三崎小学校内 🙃 21-1466	

[※]定員人数や入会条件など詳しくは、保健福祉課または各学童クラブへお気軽におたずねください。

奨学金·修学資金等貸与制度

奨学生

問 教育委員会学校教育室 ☎38-2660

優秀な生徒または学生であって、経済的な理由により就 学困難な学生または生徒に対し、学資金を無利子で貸与 しています。

■貸与月額

区分	金 額
高等学校	20,000円
専修学校(高等課程)	20,000円
専修学校(専門課程)	35,000円
高等専門学校	35,000円
大学	45,000円

■出願手続

ホームページや広報紙などでお知らせします。出願資格 については募集要項でご確認ください。

■奨学金の返還

貸与が終了して6か月を経た後、15年以内で年賦で返還してください。

看護師等修学就業資金貸与制度

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

将来、伊方町の職員として国民健康保険診療所において、看護師等の業務に従事する意思を有する方に対し、 修学資金または就業資金を貸与します。

■貸与金額

- ●修学資金 月額70,000円
- ●就業資金 300,000円

■返還の免除

●修学資金

町の職員として看護師等に従事した期間が、資金の貸与を受けて修学した期間に相当する期間に達したとき。

●就業資金

町の職員として看護師等の業務に、3年以上従事したとき。

■申請手続

ホームページや広報紙などでお知らせします。詳細については、しおりでご確認ください。